

小平市道路占用料新旧対照表(主なもの)

現行

占用物件		単位	占用料	減免
法第32条第1項第1号	第1種電柱	本/年	2,330円	街路灯添加全部 信号添加1/2
	第2種電柱		3,580円	
	第3種電柱		4,830円	
	第1種電話柱		2,080円	
	第2種電話柱		3,330円	
	第3種電話柱		4,580円	
	その他の柱類		200円	
	共架電線その他上空に設ける線類	m/年	20円	
	地下電線その他地下に設ける線類		12円	
	地下電線その他地下に設ける線類 (電線共同溝、キャブ等に設ける線類)		12円	1/5
	路上に設ける変圧器	個/年	2,040円	8/9
	地下に設ける変圧器	m ² /年	1,250円	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	個/年	4,170円	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所(無線基地局)		4,170円	1/2
広告塔	m ² /年	5,760円		
その他のもの		4,170円		
その他のもの(上屋)		4,170円	全部	
その他のもの(ベンチ)		4,170円	全部	
法第32条第1項第2号	外径が0.07m未満のもの	m/年	87円	既設の架空電線を撤去するために 地下に埋設された電線 及び管路 8/9
	外径が0.1m未満のもの		120円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		180円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		250円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		370円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		500円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		870円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		1,250円	
	外径が1m以上のもの		2,500円	
法第13条第5号	上空に設ける通路	m ² /年	2,880円	
	地下に設ける通路		1,720円	
	その他のもの		4,170円	
法第13条第2号	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	m ² /年	57円	
	商品置場その他これに類するもの		5,760円	
令第7条第1号	看板(アーチ式であるものを除く。)	m ² /年	5,760円	表2
	標識		3,330円	
	標識(コミバス)	本/年	3,330円	全部
	標識(バス停)		3,330円	1/2

減免基準(主なもの)

表1(法第32条第1項第2号物件)

物件	単価(m/年)
外径0.04m未満の管路	50円

表2(看板)

物件	単価(個/年)
自家用看板 2.01m ² 以上3.01m ² 未満のもの	5,760円
自家用看板 3.01m ² 以上4.01m ² 未満のもの	11,520円
自家用看板 4.01m ² 以上5m ² 以下のもの	17,280円

※2.01m²未満の自家用看板は全部免除

改正後(令和5年4月1日～)

占用物件		単位	占用料	減免
法第32条第1項第1号	第1種電柱	本/年	2,380円	街路灯添加全部 信号添加1/2
	第2種電柱		3,660円	
	第3種電柱		4,940円	
	第1種電話柱		2,130円	
	第2種電話柱		3,410円	
	第3種電話柱		4,690円	
	その他の柱類		210円	
	共架電線その他上空に設ける線類	m/年	21円	
	地下電線その他地下に設ける線類		12円	
	地下電線その他地下に設ける線類 (電線共同溝、キャブ等に設ける線類)		12円	1/5
	路上に設ける変圧器	個/年	2,090円	8/9
	地下に設ける変圧器	m ² /年	1,280円	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	個/年	4,260円	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所(無線基地局)		4,260円	1/2
広告塔	m ² /年	5,880円		
その他のもの		4,260円		
その他のもの(上屋)		4,260円	全部	
その他のもの(ベンチ)		4,260円	全部	
法第32条第1項第2号	外径が0.07m未満のもの	m/年	89円	既設の架空電線を撤去するために 地下に埋設された電線 及び管路 8/9
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		120円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		190円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		250円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		380円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		510円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		890円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		1,280円	
	外径が1m以上のもの		2,560円	
法第13条第5号	上空に設ける通路	m ² /年	2,940円	
	地下に設ける通路		1,760円	
	その他のもの		4,260円	
法第13条第2号	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	m ² /年	58円	
	商品置場その他これに類するもの		5,880円	
令第7条第1号	看板(アーチ式であるものを除く。)	m ² /年	5,880円	表2
	標識		3,410円	
	標識(コミバス)	本/年	3,410円	全部
	標識(バス停)		3,410円	1/2

表1(法第32条第1項第2号物件)

物件	単価(m/年)
外径0.04m未満の管路	51円

表2(看板)

物件	単価(個/年)
自家用看板 2.01m ² 以上3.01m ² 未満のもの	5,880円
自家用看板 3.01m ² 以上4.01m ² 未満のもの	11,760円
自家用看板 4.01m ² 以上5m ² 以下のもの	17,640円

※2.01m²未満の自家用看板は全部免除